

平成29年度第2回京都市環境影響評価審査会

【 摘 録 】

日 時：平成29年10月31日（火） 10：00～11：20

場 所：本能寺文化会館（ホテル本能寺）5階 雁（かりがね）

出席委員：板倉豊委員，大久保規子委員，笠原三紀夫会長，小坂浩司委員，東野達委員，
徳地直子委員，安田龍介委員，山田悦委員

議 題：京都市北消防署移転整備事業に係る配慮書案についての審議
新普通科系高校施設整備事業に係る配慮書案についての審議

- 議 事
- 1 開会
 - 2 議事 以下のとおり
 - 3 閉会

－ 摘 録 －

事 務 局 現在，8名の出席をいただいている。京都市環境影響評価等に関する条例施行規則に基づき，委員定数15名の3分の1以上の出席をいただいております。本審査会が成立していることを報告する。

事 務 局 以降の議事進行は，笠原会長にお願いしたい。

笠 原 会 長 それでは，議題1，「京都市北消防署移転整備事業に係る配慮書案についての審議」に移る。
まず事務局から資料について説明をお願いします。

事 務 局 資料1－1は前回の審査会でいただいた意見をまとめたもので，欠席された委員の皆様にも確認をお願いし，意見の漏れがないようにしている。
資料2－1は，資料1－1を基に，答申書（案）として取りまとめたものである。

< 資料2－1 読上げ >

笠 原 会 長 それでは全体を通じて事務局提示案について，意見はないか。

大久保委員 「その他」について，調和のとれた再整備，又は一体感のある再整備と表現してはどうか。

板 倉 委 員 「人と自然との触れ合いの活動の場」で，一体感について記載されているため，その意見も含まれており，問題ないと考えます。

笠 原 会 長 修正の必要はないということでしょうか。意見はないようなので，事務局提示案のままでしょうか。

一 同 （異議なしの声あり）

笠 原 会 長 それでは，これまでの議論を整理する。
まず，「全般的事項」について，意見はないか。（意見がないことを確認のうえ）意見はないようなので，事務局提示案のままでしょうか。

一 同 (異議なしの声あり)

笠原会長 それでは、事務局提示案のままとする。
続いて、「人と自然との触れ合いの活動の場」について、意見はないか。(意見がないことを確認のうえ) 意見はないようなので、事務局提示案のままでよいか。

一 同 (異議なしの声あり)

笠原会長 それでは、事務局提示案のままとする。
続いて、「その他」について、意見はないか。

小坂委員 その他は公園整備に関する意見だが、環境影響以外の項目を設けるのは一般的であるのか。

事務局 公園機能という観点であるが、審査会から頂いた意見ということで、今回その他に記載している。

大久保委員 環境基本法において、環境の定義はなく、時代、社会、文化の発展に応じて幅広く捉えられるようになっており、公園機能については環境要素の中に含まれると考える。

笠原会長 他に意見はないか。(意見がないことを確認のうえ) 意見はないようなので、事務局提示案のままでよいか。

一 同 (異議なしの声あり)

笠原会長 それでは、続いて議題2、「新普通科系高校施設整備事業に係る配慮書案についての審議」に移る。
まず事務局から資料について説明をお願いします。

事務局 資料1-2は前回の審査会でいただいた意見をまとめたもので、欠席された委員の皆様にも確認をお願いし、意見の漏れがないようにしている。
資料2-2は、資料1-2を基に、答申書(案)として取りまとめたものである。

< 資料2-2 読上げ >

笠原会長 それではまず「全般的事項」について、意見はないか。

安田委員 配慮書案の施設の基本方針では、避難所機能についても触れられており、全般的事項の(4)において、「教育を主体とした考え方に基づいて施設の基本方針が適切に定められているため」という表現は必要なのか。「4つの基本方針に従い」の表現で問題ないのではないか。

事務局 前回の審査会での意見をもとに、適切に定められている部分について具体的に触れる必要があると考え、今回の表現を盛り込んだ。

笠原会長 プラスの面についても意見を述べることは問題ないと考える。他に意見はないか。

大久保委員 京都市環境影響評価等に関する条例第4条の事業者の責務では「環境への負荷をできる限り回避し、又は低減すること」とあるため、全般的事項の(2)においても、その文言に合わせるべきではないか。

事務局 修正させていただく。

徳地委員 配慮書案のp5の自然の項目で「約670㎡の樹木が豊富な緑地帯」とあるため、貴重な自然への配慮についても盛り込んではいかがか。

東野委員 前回の審査会で緑地帯については議論されているため、前回の議事録を参照されたい。

事務局 失われる緑地に関しては、同様の緑地帯を設けることで配慮すると事業者から説明があり、配慮書案の環境配慮方針及び内容においても緑地帯への配慮が述べられていることから、今回答申案には記載していない。

笠原会長 全般的事項の(3)に含まれていると考えられる。

徳地委員 承知した。自然への配慮を適切に行うよう、再度事業者にお伝え願いたい。

事務局 お伝えする。

山田委員 前回の審査会において、校舎の配置及び構造についての議論がなされたと思うが、その意見については全般的事項の(2)の部分に含まれているという認識でよいか。

事務局 おっしゃるとおりである。

笠原会長 他に意見はないか。それでは全般的事項について、今までの御意見を踏まえ、修正案を読み上げていただく。

事務局 <読み上げ>

笠原会長 今の内容でよいか。

一 同 (異議なしの声)

笠原会長 それでは、事務局修正案とする。
続いて、「大気質」について、意見はないか。(意見がないことを確認のうえ)意見はないようなので、事務局提示案のままでよいか。

一 同 (異議なしの声)

笠原会長 それでは、事務局提示案のままとする。
続いて、「大気質及び騒音」について、意見はないか。

大久保委員 「大気質」のあとに「大気質及び騒音」が来るのに違和感を感じる。
2を「大気質及び騒音」に修正し、3を2の(3)として一つにまとめてははいかがか。

山田委員 同感である。

笠原会長 他に意見はないか。それでは「大気質及び騒音」について、そのように修正していただく。
続いて、「土壌」について、意見はないか。

大久保委員 法とは土壌汚染対策法のことであると考えられるが、法律上、調査義務はあるのか。

事務局 特定施設が設置されている事業所に該当するため、調査義務は発生する。

山田委員 焼却炉もあったということであり、「ダイオキシン」の文言を入れるべきではないか。

事務局 土壌汚染対策法において、ダイオキシンは調査項目に含まれていないため、調査義務のない項目は今回の文言に記載していない。

山田委員 ダイオキシンを含めたという表現にしなければ、適切な調査が行われない可能性が考えられる。

大久保委員 「法に従って」ではなく、「以前、工業高校であった特性を踏まえ」などの表現にしてはいかがか。

事務局 工業高校跡地であったという特性が今回重要な要素であるため、そのように修正させていただく。

笠原会長 他に意見はないか。それでは今までの御意見を踏まえ、修正案を読み上げていただく。

事務局 **<読み上げ>**

笠原会長 今の内容でよいか。

一同 (異議なしの声あり)

笠原会長 それでは、2つの議題の審議を踏まえ、修正した答申を事務局に読み上げていただく。

事務局 **<修正した答申を読み上げ>**

笠原会長 ただいま読み上げた内容で答申としてよいか。

一同 (異議なしの声あり)

笠原会長 それでは、答申書(案)から本日出た意見を反映させた内容で答申書を確定させる。

< 答申書の受け渡し >

11:20 終了